

9 尾道市立土堂小学校「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」 設置要綱

(設置)

第1条 尾道市立土堂小学校校務運営規程第14条第1項に基づき、「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

(相談窓口の構成)

第2条 尾道市立土堂小学校校務運営規程第14条第2項に基づき、相談窓口は、管理職を含む複数の男性教職員及び女性教職員で構成することとし、校長が指名する。

(業務内容)

第3条 相談窓口の担当者は、次の業務を行う。

- (1) 教職員及び児童、保護者、地域住民からの、体罰、セクシュアル・ハラスメント等に係る相談を受け付ける。
- (2) 相談を受けた者は、速やかに校長へ報告するとともに、他への守秘を厳守する。
- (3) 校長は、相談の報告を受けた場合、速やかに事実を確認し、必要な措置を講ずるものとする。

第4条 校長は、相談窓口の構成員を周知する掲示を、全ての教室に行う。

(報告)

第5条 相談窓口で相談があった場合は、校長は必要に応じ、尾道市教育委員会学校経営企画課に報告する。

(プライバシーの保護)

第6条 相談窓口で受けた内容については、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、関係者が不利益な扱いを受けないよう留意する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、相談窓口の運営について必要な事項は、校長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

令和 2年4月1日一部改訂し施行する。

おのみちしりつつちどうしょうがっこう

尾道市立土堂小学校

たいばつ せくしゅある はらすめんととう 体罰, セクシュアル・ハラスメント等

そうだんまどぐち 相談窓口



そうだんないよう きょうしょくいん たいばつ せくしゅある はらすめんと
相談内容：教職員からの体罰やセクシュアル・ハラスメントに

かん ぶらいばしー まも
関することなど、プライバシーは守ります。

がっこうない そうだんまどぐち せっち
学校内に相談窓口を設置しております。

きがる そうだん
気軽にご相談ください。

とく まいつきだい3 かようび はなし ひ
特に、毎月第3火曜日は、ゆっくりお話ができる日です。



たん
担

とう
当：

どい
土居

りえ
理恵

にしうら
西浦

たけし
武

しげみつ
重光

やすのり
泰徳

すげかた
菅方

さとし
賢司

いたくら
板倉

まさひろ
雅浩

いけだ
池田

しょうた
翔太

やまもと
山本

なおみ
尚美

そうだんばしょ ほけんしつ
相談場所：保健室

将来



じゅうしょ
住所：〒722-0032

おのみちにしつちどうちよう ばん ごう
尾道市西土堂町 18番6号

でんわ
電話：0848-23-3921



た そうだんまどぐち その他の相談窓口

おのみちしきょういくいいんかい
尾道市教育委員会

でんわばんごう
電話番号 (0848) 20-7453

ひろしまけんきょういくいいんかいじむきょく
広島県教育委員会事務局

でんわばんごう
電話番号 (082) 513-4917

(082) 513-4918

(082) 513-4919

ひろしまけんりつきょういくせんたー
広島県立教育センター

でんわばんごう
電話番号 (082) 427-3076

令和6年度 教職員としての自覚と誇りを高める研修計画（服務規律の確保）

尾道市立土堂小学校 不祥事防止委員会

月	◆研修テーマ，内容 ・資料	担当
4	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般的な服務 <ul style="list-style-type: none"> ・諸規程集「管理規則」「服務規程」「校務運営規程」「個人情報管理システム」「文書起案システム」等 ◆公費・会計の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・諸規程集「学校諸会計等取扱要綱」 ・諸費会計マニュアル 等 	教頭 主事
5	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人情報の適正な管理，紛失防止，テストの取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・諸規程集「個人情報管理システム」 ・テスト返却マニュアル 等 	教務 副主任
6	<ul style="list-style-type: none"> ◆性暴力・わいせつ・セクシュアルハラスメントの防止 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員による不祥事の根絶（改訂版，増補版）等 	保健主事
7	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通違反・飲酒運転の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・諸規程集「交通事故・交通法規違反」「交通事故対応指針」等 ・教職員による不祥事の根絶（改訂版，飲酒運転・交通事故）等 	生徒指導 主事
8	<ul style="list-style-type: none"> ◆働き方改革・職場環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・諸規程集「学校における働き方改革」「尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」 ・「同僚性の高い職場を目指して」（R5.5.16 市教委通知「不祥事根絶のための研修資料の活用について」） ・「一人で抱え込まず，相談しましょう」（同上） ・働き方改革アンケート 等 ◆メンタルヘルスについて 	教務主任 養護教諭
9	<ul style="list-style-type: none"> ◆体罰防止・アンガーマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・諸規程集「体罰」 ・教職員による不祥事の根絶（体罰等根絶，改訂版）等 	生徒指導 副主事
10	<ul style="list-style-type: none"> ◆セクシュアルハラスメント，パワーハラスメント <ul style="list-style-type: none"> ・諸規程集「ハラスメント等」 ・教職員による不祥事の根絶（改訂版，増補版）等 	研究主任
11	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報倫理及び著作権 <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル ・文化庁「学校における教育活動と著作権」等 	保健 副主事
12	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通違反・飲酒運転の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・諸規程集「交通事故・交通法規違反」「交通事故対応指針」等 ・教職員による不祥事の根絶（改訂版，飲酒運転・交通事故）等 	1年担任
1	<ul style="list-style-type: none"> ◆セクシュアルハラスメント，体罰 <ul style="list-style-type: none"> ・諸規程集「ハラスメント等」 ・教職員による不祥事の根絶（改訂版，増補版）等 	2年担任
2	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全管理・危険防止 <ul style="list-style-type: none"> ・諸規程集「危機管理」「学校安全」 ・教職員による不祥事の根絶 	4年担任
3	<ul style="list-style-type: none"> ◆県民から信頼される教職員を目指して <ul style="list-style-type: none"> ・広島県教育関係職員倫理要綱 等 	教頭

※ 定例会：第1月曜日（学校経営会議後に実施） 全体研修日：第4火曜日（16:00～16:20）

※ 体罰の未然防止に係る研修はロールプレイを用いて体験的な研修を実施する。

※ 市教委からの通知文や県教委の記者発表があった場合は，随時資料を配付し指導する。